

第3章 検定実施の打合せ会と日本豚産肉能力検定研究会の設立

1. 検定実施の打合せ会（研究会設立以前）

検定実施の方法に関する上記の基礎試験が進むにつれて各県では1日も早く産肉能力検定を実施したいとの要望が高まり、愛知、神奈川、千葉、富山等の各県では集合検定の予備的な試験および一部簡易検定（現場検定）が行われるようになってきたので、その検討会並びに打合せ会が必要となってきた。よって正式の検定研究会（後述）の設立を待たずに下記の打合せ会を開催した。

1) 昭和31年度打合せ会

（期日）：昭和31年9月15日、

（場所）：日本種豚登録協会（東京都中央区銀座東4-4）

（経過）：午前、前記4県関係者、農技研丹羽技官、日本種豚登録協会関係者出席の下に実施方法に関する検討並びに打合せ会を行った。

午後、愛知県上村光右氏が司会者となり、農技研丹羽技官より「豚の肥えい能力簡易検定（現場検定）の実施要領」について説明を行ったのち、神奈川、千葉、愛知、富山の各代表者からそれぞれ検定実施の経過、成績等について詳細な報告があり、活潑な質疑応答が行われた。（その詳細は養豚便り（現「日本の養豚」）第6巻第8号（1956）に掲載されているので要約のみの記述にとどめる）。

この報告はわが国における今日の現場検定（簡易検定）の源流をなすもので、当時（1955年）すでに現場検定の計画・実施があったことを示す貴重な記録である（原文のまま）。

1. 豚の肥えい能力簡易検定（現場検定）の実施要領について

農技研 丹羽太左衛門

まえがき

豚の肥えい能力の検定方法には集合検定と簡易検定（現場検定）の2つがあり、集合検定については既報の通り目下農業技術研究所家畜部においてわが国として実施すべき方法を試験中であるが、簡易検定についても最近その重要性が認識され、昭和30年度において神奈川、千葉、愛知、富山の4県で実施されるに至ったことは洵に喜びに堪えない。

検定成績については別項で夫々担当者の方から貴重な結果が詳細に発表されているが、検定実施の要領、調査様式等は各県共通の面が多いので、ここにその概略を記述してご参考に供したいと思う。

実施の要領

簡易検定（現場検定）は離乳後肥育終了（出荷）までの間の豚の発育，飼料の利用性等を検定委員の監督の下に養豚家が自家で検定し，肥育終了後生体の仕上り，屠体の量及び質の調査は検定委員が担当し（或いは専門の検査員に依頼し），両者を総合してその肥えい能力（産肉能力）を判定しようとする方法である。

1) 検定豚の条件

検定豚から生産された仔豚で同腹仔豚が一定数以上あり，概ね 60 日間哺乳され，離乳時体重が 12 kg 以上あって採食の良好なもの。検定頭数は同腹のもの 4 頭（牝 2，去勢 2）または 2 頭（牝，去勢各 1）を 1 組とする。（なるべく産仔検定に合格したものの仔豚がよい）

2) 検定期間

検定期間には次の 2 通りが考えられる。

（1）離乳時から体重 100 kg まで。

（2）離乳時から生後 89 日までを予備期間とし，90 日以降体重 100 kg までを本検定とする。
〔なお，本検定期間を 3 期（開始時－体重 40 kg までを第 1 期，40－70 kg を第 2 期，70－100 kg を第 3 期とする）に分けてもよい。〕

3) 検定方法及び実施上の注意事項

（1）検定に入る前に駆虫及び豚コレラの予防注射を実施しておくこと。

（2）飼料の配合割合，価格，給与量等は別記様式により記入のこと。（飼料は 1 検定区域内ではなるべく同一配合のものを使用することが望ましい）

（3）飼料は練り餌とし，1 日 3 回下痢しない程度においてほぼ飽食に近い量を与え，青物は食間に適宜給与し，その概略の量を記入しておく。また給水は食間に適宜行うこと。

（4）1 豚房に 2 頭を収容する場合は豚房に仕切りを設けて他の豚の飼料を食べないようにすること。

（5）検定委員は毎月または隔月の一定日に検定豚舎を巡回して検定豚の発育（体重，体長，胸囲等）を調べ飼育者記載の野帳から必要事項を調査用紙に記入し，また検定上の相談に応ずる。

（6）体重約 100 kg（約 27 貫）に達したときを以て肥育試験を終了し，生体の仕上り状態について調査を受け，指示された日時に指定の屠場で屠殺し，屠体の調査を受ける。

（7）飼育者には調査用紙のほか日誌，野帳を配布し，飼養管理その他必要事項を記入して貰う。

（8）検定豚に事故のあったときは速かに検定委員に連絡のこと。

（9）飼育者に検定期間中の調査費として若干の補助金を交付することが望ましい。

4) 検定成績のとりまとめ

検定成績の評価は下記の如き項目について行い，総合的にその能力を判定する（別記調査用

紙(7) 参照)

① 生時から肥育終了後までの日数 ② 検定開始(離乳時または生後90日)から肥育終了までの日数 ③ 1日平均増体重 ④ 飼料の総消費量 ⑤ 同価額 ⑥ 1kg(或いは1貫)増体に要した飼料(乾物)量 ⑦ 同価額 ⑧ 生体の仕上り ⑨ 産肉性(屠肉歩留, 肉量) ⑩ 屠体の質
⑪ 総合判定

5) 調査様式

次の調査様式(略)は未だ不備の点もあり, 1例に過ぎないが, 今後実施される方々のご参考とになれば幸いである。

2. 神奈川県高座地方における豚の肥えい能力の簡易検定成績について

神奈川県高座愛甲地方事務所経済課 伊藤春三

〃 林 達磨

〃 小池安雄

神奈川県田名家畜保健衛生所 田口 宏

1) まえがき

当地方は伝統ある高座豚の生産地で, その産仔は広く全国各地に種豚として歓迎されているが, これらのもつ肥えい能力を調査するため簡易検定を実施した。

検定は昭和30年8月27日より10月11日迄の間に開始し, 肥育終了後昭和31年2月2日及び2月18日の両日に屠殺解体を実施した。

4) 要 約

神奈川県高座地方における代表的な5系(父系)の産仔20頭について生後90日から体重100kgに至る間, 肥えい能力の簡易検定(現場検定)を実施し, 次のような成績を得た。

(1) 発育成績

生時から肥育終了(体重100kg)までの所要日数は204日~247日, 検定全期間中の1日平均増体重は567~639gで, 成績は良好と認められた。

群別にはE群が最も速く, B, A, C群がこれに次いでよかった。

(2) 飼料の利用性

検定期間中の飼料総消費量は214~292kg, 1kg増体に要した飼料(乾物)量は2.9~3.4kgで概ね満足すべき成績であった。

群別にはE群が最もよく, A, B群がこれに続いた。

(3) 生体の仕上り

肉豚としての仕上りは系統によって夫々の特色があり, 体に伸びのあるもの, 巾, 深みのあ

るもの、緊りのあるものがあるが、また巾の乏しいもの、体のややゆるいもの等も見受けられる。

群別には A 群が最もよく、D、B 群がこれに次いでよかった。

(4) 屠体の成績

屠体の成績は生体における結果とよく一致した。屠体の長さ、巾、脂肪層の厚さ、大割肉片の部位別比率、肉、脂肪及び骨の割合等は系統によって或る程度の傾向が認められた。群別には A 群が最も優れ、次いで D、B 群がよかった。

以上を要するに、今回検定の対象となった 5 系統の豚にはいずれも夫々の特色があり、成績も概ね良好であったが、今回の成績のみを以て直ちに優劣を断ずることは出来ないので、今後更に多数のものについて慎重に検討したいと思う。

3. 千葉県における豚の肥えい能力の簡易検定成績について

千葉県畜産課 永沢茂信

〃 山本良一

千葉県総合種畜場 益子正巳

日本種豚登録協会千葉県支部 小林茂一

〃 柴田昌幸

1) まえがき

千葉県においては県畜産課、総合種畜場並びに日本種豚登録協会千葉県支部の共同で、昭和 30 年度において豚の肥えい能力の簡易検定（現場検定）を実施した。

検定は昭和 30 年 6 月 26 日～9 月 20 日の間に開始し、肥育終了後、昭和 30 年 11 月 28 日～同 31 年 2 月 28 日の間に屠殺解体を行った。

4) 要 約

千葉県において 6 系統 18 頭の豚につき生後 90 日から体重 100 kg に至る間、同一配合飼料を以て肥えい能力の簡易検定（現場検定）を実施した結果を要約し、併せて所感を述べると次のようである。

(1) 検定は初めての試みであったが飼育者は非常に熱心であり、協力的であった。

(2) 検定により、飼養管理の実際面に有益な参考所見が得られ、また飼育者は豚の発育、飼料の消費量等の実態について認識を新たにした。

(3) 生時から肥育終了(100 kg)までの所要日数は 229～328 日、検定期間中の 1 日平均増体重は 371～581g で、第 1 組が最もすぐれ、次いで第 3、4 組の順であった。

(4) 検定期間中の飼料消費量は 181～432 kg、1 kg 増体に要した飼料（乾物）量は 2.1～5.3 kg で、第 1 組において最も少なく、第 4、6 組において多かった。

(5) 生体の仕上り及び屠体の状態は系統によって略々似通った傾向を示したが今後多数の豚について検討する必要がある。組別には第4組がすぐれ、次いで第5, 6組がよかった。

(6) 次に今後に対する所感としては、

(イ) 現場検定については同腹2頭(牝1, 去勢1)が適当である。

(ロ) 測定調査の関係で各期に入る日時に多少のズレがあったが、この点を詳細に調べる必要がある。

(ハ) 検定豚の統一をはかるため生年月日, 哺乳期間, 去勢月日等を大体一定し, 時期的に同様なものを供試する必要がある。

以上第1年度の成果を顧み, 実施方法について改善を要する点は改め, 更に多数の豚についてこの種の検定を実施し, 優秀な能力をもつ系統の選抜, 造成に努めることが必要と思われる。

なお昭和31年度においても前年同様の方法により実施する予定である。

4. 愛知県における豚の肥えい能力検定成績について

愛知県畜産課 上村光右

愛知県種畜場 福住光由

同 宮嶋松一

同 尾張分場 梅村正直

日本種豚登録協会 愛知県支部 西野光一

1) まえがき

豚の資質改良については従来の体格審査及び産仔検定の外に肥えい能力検定を加えこれらの成績を総合して将来種豚選定の基礎とすることは現下の最も重要な課題である。肥えい能力集合検定の実施方法については既に農業技術研究所家畜部において昭和29年以来基礎試験を実施中で何れその大綱も決定されることと思われるが, 日本種豚登録協会愛知県支部においては県下種豚家の要望によりとりあえず肥えい能力の検定を愛知県種畜場に委託して実施し, ここに第1年度分を完了したのでその成績を発表する。

検定は昭和30年6月14日—6月27日に開始し, 同年10月26日—31年2月17日に肥育試験を終了, 30年10月28日—31年2月19日に屠殺解体を実施した。

4) 要 約

愛知県において3系統12頭の豚につき, 生後90日から体重100kgに至る間, 肥えい能力の検定を実施し, 次のような結果を得た。

(1) 第1組は夫々の調査項目において平均優れていたがその同腹個体は不揃いの成績を示しているのに反し, 第2, 3組は同腹仔豚の間に一部を除いて概して差を認めなかった。

(2) 性別には各項目共牝の方が去勢よりも優ったが、その差は著しくなく、しかも個体によっては去勢の方が成績のよいのも認められた。

(3) 飼料別には A 区の方が B 区よりも優れていることが認められた。

(4) 同一系統間では飼料が異っても相似性が認められるので、優秀な体型、能力をもつ豚を選抜することの重要性が窺われた。

(5) 同腹検定豚の受験資格については、生後 60 日で体重 12 kg 以上であり、その発育の斉度は 80% 以上であるとよい。

(6) B 飼料区の第 3 期飼料は特に可消化蛋白質量が少く、その発育曲線は第 3 期に入って A 区のような良好な上昇線を示さなかったのみでなく飼料消費量も飼料費もかえて A 区より著しく多かったので同区同期の飼料配合は検討を要する。

(7) 出来るだけ母豚は産仔検定の合格豚であり、且つ父系の系統を計画的に着意し乍ら肥えい能力検定を実施することが望ましい。

(8) 今回の結果からも A 飼料区の方が B 飼料区に勝り、経済的であることが認められるので現行農家の給与面改善にもこれら検定事業を認識させ、なるべく広く現場（簡易）検定を実施すべきである。

5. 富山県における豚の肥えい能力の簡易検定成績について

富山県畜産課 野口松雄

東部畜産農協連 野田忠儀

西砺波郡農業改良普及事務所 福光出張所 金田 博

1) まえがき

本県の養豚は幸いにして逐年堅実な発展をしているが、今後飼育豚の資質を向上させるためには優秀な能力をもつ系統のものを選抜増殖して行くことが必要と思われる。かかる見地から小規模乍らとりあえず肥えい能力の簡易検定（現場検定）を実施した。

本検定は昭和 30 年 6 月 11 日-9 月 13 日の間に開始し、肥育終了後、昭和 31 年 1 月 5 日-3 月 26 日の間に屠殺解体を実施した。

4) 要 約

本検定は初めての試みであって、実施範囲も狭く、方法に不備の点もあったので、結果について要約するよりも、今回の体験から簡易検定（現場検定）に対する所感を述べる。

(1) 記録の内容は、その形式は別としても、項目については概ね現在までに使用したもので適当であろうと思われる。

(2) 検定用仔豚の数は同一農家において同腹 4 頭（牝 2、去勢 2）を飼育するのが適当であ

るが、本検定を将来、普及させるためには飼養規模の小さい本県では困難で、同腹2頭（牝1，去勢1）で行うか、或いは同腹4頭を2分割して別の農家で飼育せしめるのも一法と考えられる。

（3）検定の開始は現場検定においては離乳時からとするのが記録上からも無理がなく、また実施し易いように考えられる。

（4）第1期の発育はそれ以後の全期の発育に及ぼす影響が甚大であるから、その取扱いについては特に注意を要する。

（5）前項に関連して湿度が高く、降雪期間の長い本県の如き積雪地帯では、検定開始の時期が発育、疾病、飼料の種類等に相当の影響を及ぼすので、将来この点については研究を要する。

（6）駆虫は適当な時期に一斉に行うことが必要である。

（7）飼料の給与量及び配合割合等を規制し、同一の方法によって検定を行うことは理想であるが、現実の問題としては豚舎、農家の事情、或いは補助的な裏付けの有無等によりやや困難な点があるので、総合的な結果から優劣の標示（点数または優，良，可等）を行い、その中の優秀な成績を示した系統を選出して集合検定を受験せしめる方法が適當ではなかろうか。

（8）発育及び飼料の消費量，価額等については当初予定の計画線に及ばなかった。この点については充分反省研究しなければならぬ。

なお、昭和31年度においては日本種豚登録協会富山県支部の事業として前年同様の方法により10組程度について実施する予定である。

2) 昭和32年度打合せ会

豚の産肉能力検定を明年度から実施する希望の県が増加したのでその実施方法等について全国的に統一する必要があるため、現地打合せ会が開催された。

（期 日）：昭和33年3月29日

（場 所）：愛知県種畜場尾張分場（愛知県春日井市十三塚町），

（出席者）：渡辺一男（畜産局），丹羽太左衛門（農技研），牧田專治（登録協会），坂口栄俊（青森），小林周夫，五井和夫（新潟）国府田 悌，中村 誠（茨城），杉山一弘，笹原才治，絹川辰朗（群馬），渋谷源一，田畑正彦（埼玉），山本良一，小山昭二郎（千葉），佐藤安弘，鈴木敏郎（神奈川），松下道夫，毛利忠男，篠原信重（静岡），野口松雄，太田豊一（富山），藤井照雄（和歌山），田母神利衛，高井興一，上村光右，福住光由，西野光一，山本治夫，梅村正直（愛知）

（経 過）：畜産局渡辺技官，登録協会牧田技師挨拶ののち，農技研丹羽技官より検定実施方法に関する基礎試験の成績概要，供試豚の規格，検定飼料，豚舎の構造，屠体の処理，測定方法，検定証明書の発行方法等について詳細な説明があり，これに対し種々質

疑応答が行われた。また各県からも活潑な発言があり、33年度からの検定は各県とも一定の方法（別記略）で実施することを申し合せた。

なお、当日の打合せ会において次の重要な2点が決定された。

① 従来は「肥豚（えい）能力検定」と呼んでいたが、一般に理解が困難であるから、今後は「産肉能力検定」と呼ぶことに統一された。

② 農林省が昭和34年度において是非共予算を獲得しよう各県から強く要望された。

次いで同分場に新設された模範的な検定豚舎、屠場および冷蔵庫等を見学した。

検定用基礎飼料の調製について（通知 昭和33.5.19）

先般の打合せ会による各位の要望により基礎飼料の調製について、信用ある飼料会社と交渉の結果、次の2社が良心的に調製することを承諾されたので、希望の向は連絡・購入のこと。

日本農産工業株式会社（責任者 山口健児氏）

協同飼料株式会社（責任者 白井滋夫氏）

3) 昭和33年度の検定成績検討と昭和34年度の打合せ会

（期 日）：昭和34年3月28日

（場 所）：農技研家畜部，畜産化学部（千葉市青葉町）

（出席者）：黒岩 裕，渡辺一男，豊田 晋（畜産局），鶴田祥平，丹羽太左衛門，瑞穂 当，高橋 明，副島昭彦（農技研），石原 武，小川寅義，工藤正男，中村喜助（青森），福田 勤，真田 武（茨城），笹原才治，石川仁一（群馬），田畑正彦（埼玉），矢野圭一，山本良一，益子正己，小山昭二郎（千葉），古寺雅美，菅原兼太郎（東京），佐藤安弘，鈴木敏郎（神奈川），五井和夫，小林周夫（新潟），野口松雄（富山），松下道夫，篠原信重，毛利忠男（静岡），上村光右，梅村正直（愛知），橋本一郎（和歌山），北本弥三郎，内野 晋，福田紀重，牧田専治，小春英世，青山静応（登録協会）

（経 過）：農技研丹羽技官座長となり，各県毎に昭和33年度の検定成績と昭和34年度の実施計画について資料に基づき説明があり，検定実施上の疑問または問題点につき協議が行われ，昭和34年度の実施要領について申し合せが行われた。

また，丹羽技官より欧州各国の検定実施状況について説明があった。

検定用飼料について

① 昨年度においては一定規格の基礎飼料を購入し，添加飼料（大麦）は現地調弁して配合する方法で実施していただいたが，現地で大麦を配合する場合その品質或いは粉碎の程度に差があり，また労力的にも負担となるので今年度は全飼料を配合した検定飼料を調製する。

② 配合飼料を2種類とし，

No. 1 は検定開始時（体重 20 kg）から体重 50 kg 未満

NO. 2 は体重 50 kg から検定終了時（体重 90 kg）まで使用する。

③ 検定飼料の配合割合（重量比）およびその養分量を決定した（表略）。

④ 検定用飼料の調製について（通知，昭和 34.4.28）

下記 3 社は指定の配合割合による飼料を良心的に調製することを承諾されたので，希望の向はその数量（No. 1 および No. 2 別），着駅等を連絡の上購入されたい。

なお，検定飼料の重要性に鑑み，配合飼料が出来次第農技研において分析を行い，爾後はその都度会社所属の研究所において分析を実施し，その結果を農技研へ報告するものとする。

日本農産工業株式会社（責任者 商務部長 加藤敏雄氏）

日本糖蜜飼料株式会社横浜工場（責任者 工場長 加賀田芳一氏）

協同飼料株式会社横浜工場（責任者 工場長 川北 登氏）

4) 昭和 34 年度の成績検討と昭和 35 年度の打合せ会

（期 日）：昭和 35 年 2 月 3 日，4 日

（場 所）：農技研家畜部，畜産化学部（千葉市青葉町）

（出席者）：畜産局（1 名），農技研（5 名），大宮種牧（2 名），岩手種牧（1 名）神奈川県（5 名），静岡県（3 名），富山県（3 名），茨城県（2 名），石川県（2 名），群馬県（3 名），青森県（4 名），愛知県（4 名），滋賀県（1 名），秋田県（2 名），千葉県（9 名），岩手県（2 名），埼玉県（2 名），山梨県（1 名），岐阜県（1 名），東京都（2 名），新潟県（2 名），登録協会（5 名），養賢堂（1 名）

（経 過）：

第 1 日（2 月 3 日午後 1 時より）

農技研丹羽技官座長となり，岩手種牧，青森，岩手，茨城，群馬，埼玉，千葉，神奈川，静岡，愛知，新潟，富山各県種畜場の検定担当者より昭和 34 年度に実施された検定成績と昭和 35 年度の実施要領についての発表が行われた。検定成績の個体別詳細は検定成績年報に収録される予定である。

また，大宮種畜場新沢信男場長より茨城県真壁郡関城町に建設中の同場の豚産肉能力検定課（豚産肉能力検定所）の工事進捗状況について説明があり，今後の協力方について依頼があった。

第 2 日（2 月 4 日午前 9 時より）

（1）農技研家畜部における「豚産肉能力検定基礎試験」について，丹羽技官より昭和 34 年度に実施した試験の成績について発表があった。

(2) 検定実施上の疑問または問題点

検定実施上の疑問または問題点について各県よりの発言，提案を次の各項目に整理して，丹羽技官より回答があった。

受検仔豚関係，飼料関係，検査項目関係，成績評価関係，検定実施上の技術的諸問題

(3) 昭和35年度における豚の産肉能力検定実施方法について申し合せを行った。

(4) その他

5) 昭和35年度打合せ会(第2回)

(期 日): 昭和35年4月28日

(場 所): 緬羊会館(東京都文京区湯島天神町)

(経 過): 同日は前半に昭和35年度の検定打合せ会が開催され，後半に別項記載の「豚産肉能力検定研究会」の設立総会が開催された。

昭和35年度打合せ会(第2回目)の議題は，①検定実施方法について ②検定用飼料について ③種畜牧場における豚産肉能力検定規程について，であった。

次いで別記の種畜牧場における豚産肉能力検定規程(案)について畜産局渡辺一男技官より逐条説明があったが，第4条，第6条にある検定申込時期と検定所搬入時期との間隔が短かく，実際の運用は困難であるから，各々時期をずらすか，または考えを変えて形式にとらわれず事前に打合せ会を開いて都道府県別の入所頭数もその席上で決めるなどの方法をとるか，畜産局において検討し，後日通知することになった。

種畜牧場豚産肉能力検定規程(案)

(趣旨)

第1条 種畜牧場長が申請を受けて行なう豚の産肉能力の検定(以下「検定」という)については，この規程の定めるところによる。

(受検できる豚)

第2条 検定は，次の要件を満たしている同腹仔豚4頭(その内訳は，雌豚2頭，去勢豚2頭とする)を1組として行なう。

- 1 その両親について，血統が明確であり，かつ，体型資質及び繁殖育成能力が優良であって，都道府県知事が当該都道府県の豚の改良上，その産肉能力について後代検定を行なう必要があると認めたものであること。
- 2 その体重が第6条第1項に基づく搬入の時に，それぞれ12キログラム以上18キログラム以下であり，かつ，1腹平均体重の上下10%の範囲内にあること。

- 3 著しい欠点及び疾病のないこと。
- 4 過去3ヶ月間、豚コレラ又は豚丹毒の発生のない地域に飼養されているものであって、豚コレラ予防注射を受けているものであること。

第3条 検定は、年2回行うこととし、上期検定と下期検定とする。

- 2 上期検定は、毎年おおむね4月1日から9月30日まで、下期検定は、毎年おおむね10月1日から3月31日まで行なうものとする。

(検定の申請)

第4条 その所有する豚について、検定を申請する者（以下「申請者」という）は、別記様式第1号による申請書に別記様式第2号による調書を添え、都道府県知事を経由して、上期検定にあっては 月 日までに、下期検定のあっては 月 日までに、種畜牧場長に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請書及び調書を受けたときは、これに別記様式第3号による豚産肉能力検定実施計画書を添えて、種畜牧場長に進達するものとする。

(通知書)

第5条 種畜牧場長は、前条の申請書、調書及び豚産肉能力検定実施計画書を受理したときは、検定を行なうかどうかを決定し、その結果を申請者に通知しなければならない。この場合において、検定を行なう旨の通知をするときは、種畜牧場長は、当該通知書に、検定を行なう豚（以下「受検豚」という）並びにその搬入の場所及び時期を記載するものとする。

- 2 種畜牧場長は、検定を行なう旨を通知した後、その申請に係る豚が飼養されている地域に豚コレラ又は豚丹毒が発生した場合は、検定を行なう旨の決定を取消することができる。

(受検豚の搬入)

第6条 前条の規定により検定を行なう旨の通知を受けた者は、上期検定においては4月1日以後4月15日までに、下期検定においては10月1日以後10月15日までに、当該通知書に記載された場所に受検豚を搬入するものとする。

- 2 前項の搬入期間内に当該通知書に記載された場所に受検豚を搬入しないときは、種畜牧場長は、その検定を行なわないことがある。
- 3 申請者は、受検豚を搬入するときは、家畜伝染病予防法第5条に基づく移動証明書を種畜牧場長に提出しなければならない。但し、検定施設が所在する県内で飼養されている受検豚については、家畜保健衛生所長の証明する別記様式第4号による健康証明書をもってこれに代える。
- 4 種畜牧場長は、受検豚が搬入されたときは、各個体につき検査を行う。
- 5 種畜牧場長は、検査の結果、受検豚が第2条第2号から第4号の要件に該当しないと認め

第6編 わが国における豚の産肉能力検定

たときは、すみやかにその旨を申請者に通知し、当該豚を返還することができる。

6 受検豚の搬入及び返還に要する費用は、申請者の負担とする。

7 受検豚の輸送中において、事故が発生したため、申請者が損害を受けた場合にあっては、国は、その賠償の責を負わない。

(豚の購入)

第7条 国は、前条第2項又は第5項に該当する場合を除き、搬入後すみやかに受検豚を予算の範囲内で購入する。

(検定の中止)

第8条 種畜牧場長は、検定を受けている豚が疾病にかかった等の事由により必要があると認めるときは、検定を中止することができる。

種畜牧場長は、検定を中止したときは、理由を附してその旨を申請者に通知しなければならない。

(検定成績の公表及び検定成績証明書の交付)

第9条 種畜牧場長は、検定の成績を公表する。

2 種畜牧場長は、検定を終了した豚につき、種畜牧場長が別に定める様式により検定成績証明書を申請者に交付する。

2. 日本豚産肉能力検定研究会の設立

丹羽技官より研究会設立の趣旨と経過について説明があり下記の会則を承認し、発足は昭和35年5月1日とすることに決定した。

次いで幹事、代表幹事、顧問をそれぞれ別記のように決定した。

なお幹事が自県の会員を取り纏め、会費を添えて事務局に申し込むこと。事務局は幹事宛に規則と申込用紙を送附することとした。

会議終了後、代表幹事会を開催し、検定飼料の取り扱いについて協議したが詳細については5月6日神奈川県種畜場で更に打合せ会を行ない協議することになった。

(注) この会は当初「豚産肉能力検定連絡協議会」または「豚産肉能力検定委員会」の構想のもとに会則の素案をつくり、関係方面と話し合ったが、種々の関係上、研究会の形が望ましいとの意向が表明されたので、結局「研究会」として発足することになったものである。

日本豚産肉能力検定研究会会則

第1条 この会は日本豚産肉能力検定研究会と称し豚の産肉能力検定に関する研究と会員相互の連絡を図ることをもって目的とする。

第2条 この会は事務所を社団法人日本種豚登録協会内に置く。

第3条 この会は豚の産肉能力検定、改良事業等を行う機関に関係ある者、および学識経験者をもって構成する。

第4条 この会に入会しようとするものは幹事を通じて申込むものとする。

第5条 この会は次の事業を行う。

- 1 研究会の開催
- 2 検定技術の研究
- 3 資料の交換
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項

第6条 この会に幹事を置く。

幹事は第3条に掲げる者の中から選出する。

幹事の互選によりうち5名を代表幹事とする。

第7条 この会に顧問を置くことができる。

顧問は幹事会において推せんする。

第8条 この会の経費は会費及び賛助会費による。

会費は年額200円とする。

附 則

第9条 この会則は昭和35年5月1日より実施する。

日本豚産肉能力検定研究会幹事並びに顧問

幹 事（◎印は代表幹事）

成田忠俊（青森）、加藤実栄（岩手）、藤田千春（茨城）、志田誠（群馬）、田頭卓（埼玉）、岡田正典（千葉）、村形貞之輔（東京）、◎小林義男（神奈川）、一柳五郎（新潟）、木下浩治（富山）、毛利忠男（静岡）、山本治夫（愛知）、◎渡辺一男（畜産局）、◎新沢信男（大宮種畜牧場）、◎丹羽太左衛門（農技研）、◎福田紀重（日本種豚登録協会）、牧田専治（同協会）

顧 問

佐々木清綱、田口教一、占野靖年、伊藤祐之、北本弥三郎、

3. 産肉能力検定研究会設立後の活動

昭和35年5月1日、日本豚産肉能力検定研究会（以下研究会と略）設立後、研究会は主な事業として、研究会の開催、検定技術の研究、検定成績年報の編さん・発行、資料の交換、研究会会報の発行等を行ない、会員数も約300名に達し、産肉能力検定の発展に大きな役割を果たした。

その後、研究会の総会と検定打合せ会は昭和36年2月（農技研家畜部・畜産化学部）、37年2月（農林省畜試）、38年2月（神奈川県畜試）と引き続き毎年1回ずつ開催され、毎回、全国から多数の会員が出席して、成果をおさめた。

その内容の詳細については記述する紙面の余裕がないので、昭和35年12月以降、日本豚産肉能力検定研究会が毎年1回発行した「豚産肉能力検定研究会会報」（第1号～第5号）の項目のみを掲げて記録に代えることとする。

豚産肉能力検定研究会会報

第1号

発刊のことば	丹羽太左衛門	頁
検定実施方法に関する基礎試験の経過	4	
研究会設立以前の検定実施打合せ	6	
研究会の設立	55	
研究会設立後の動き	61	
ニュース	61	
昭和35年度検定実施状況		
会員名簿	73	

第2号

挨拶	田口教一	頁
昭和35年度打合会の状況	3	
各県における豚産肉能力検定実施状況	4	
種畜牧場における	27	
検定実施上の疑問または問題点	32	
昭和36年度検定実施方法申し合せ事項	34	
昭和35年度研究会総会の状況	37	
報告事項	37	
審議決定事項	38	
豚産肉能力検定関係の印刷物リスト（1）	40	
ニュース	43	

新会員名簿	46
-------	----

第3号

	頁
昭和36年度打合会の状況	2
検定実施状況並に実施計画についての報告要旨	4
検定実施上の疑問または問題点	41
昭和37年度実施方法申し合せ事項	45
産肉能力検定成績の判定基準について	50
検定成績の公表について	56
打合会並に総会出席者名簿	59
昭和36年度研究会総会の状況	63
報告事項	63
審議決定事項	64
種畜牧場豚産肉能力検定実施要領	65
ニュース	69
豚産肉能力検定関係の印刷物(2)	71
研究会会則	72
新会員名簿	73
次号編集についてのお願い	75

第4号

	頁
昭和37年度豚産肉能力検定実施状況	1
検定調査成績についての2,3の考案	24
豚産肉能力検定飼料分析成績	32
研究会会則	36
研究会会員名簿	37
研究会役員, 顧問名簿	46

第5号

	頁
昭和37年度打合会の状況	2
検定実施状況並に実施計画等についての報告要旨	4
昭和37年度研究会総会の状況	25
産肉に関する試験調査成績の発表要旨	28
打合会並に研究会総会出席者名簿	57
検定成績の公表並に検定成績判定基準について	61
都道府県における養豚関係の試験研究テーマ	67
豚産肉能力検定飼料の分析成績	71
ニュース	81
豚産肉能力検定関係の印刷物(3)	85
研究会会則	86
会員名簿	87
役員・顧問名簿	98
専門委員名簿	100

なお、日本豚産肉能力検定研究会は、この事業の重要性から、その年に検定を終了したすべての成績を、春子検定、秋子検定に区別して編集し、日本種豚登録協会の援助によって毎年1回検定成績年報を発行した。この年報は産肉能力検定実施方法のほぼ一定した昭和34年の成績から発行することとし、第1巻(昭和34年版)、第2巻(昭和35年版)、第3巻(昭和36年版)の編集、発行を終り、また検定成績証明書は通常検定の依頼者から交付の申請があったとき、検定実施場所長から交付された。

日本豚産肉能力検定研究会は昭和35年設立以来、わが国の豚産肉能力検定推進に不可欠な細部の打合せ、技術の習得、屠体の処理および審査の目合わせ等々につき、この事業を荷う全国第一線技術者の中核的存在として極めて重要な役割を果たしたが、一応所期の目的を終了したので、昭和39年2月、産肉能力検定の任務は(社)日本種豚登録協会の豚産肉能力検定委員会に引き継いで解散した。

同時に、この全国的養豚技術者の集まりを貴重な母体として、わが国における養豚全般の学術研究の中心的機関として存続させたいとの全会員の熱望に応え、日本養豚研究会(現在の日本養豚学会)が誕生した(第14編参照)。